

地域計画

策定年月日	令和7年4月1日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	山口市 (352039)
地域名 (地域内農業集落名)	佐山地区 (由良前、由良後、須川前、須川後、佐山西、佐山東、小路、鳩岡、遠波、渚、新地、深溝原条西の一部) ※川西圃場整備地を除く

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	259 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	202 ha
② 田の面積	216 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	43 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	15.3 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・地区には、山口宇部道路沿いの農地が点在している地区、国道190号沿いの市街化が進む地区、干拓地を中心とした地区等がある。広大な干拓地帯では、稲作が中心である一方、野菜も生産されている。農業者の高齢化により、中心となる経営体の耕作面積は増加することが予想され、担い手による集積・集約化を進めていくことが課題である。

・耕作放棄地が多く点在している。

・法人の経営を担う後継者が不足している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・圃場整備地では水稻・飼料米・麦作を中心とした作付を行い、複合化・低コスト化を図る。他の集落では、経営地近くの農地を、集積・集約化し低コスト化を図る。

・農業者の高齢化により、中心となる経営体の耕作面積は増加することが予想され、担い手による集積・集約化は進む。一部の地区では、ほ場整備が進んでおり、その他の地区についても圃場整備を検討していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	24.2	%	将来の目標とする集積率	50.0	%
--------	------	---	-------------	------	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手の意向と営農状況に応じた適正な規模の農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
佐山西・須川前・須川後については、佐山北第一地区としてほ場整備を進めるとともに、佐山東、小路、遠波においても、佐山北第二地区としてほ場整備の検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の所有者の意向を確認しながら、農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組
佐山西・須川前・須川後については、佐山北第一地区としてほ場整備を進めるとともに、佐山東、小路、遠波においても、佐山北第二地区としてほ場整備の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
子どもからお年寄りまで地域全体で農業を行っていく環境をつくれるよう、地域内での人と人との繋がりを深め、共同作業等を通じ、少しずつ農業に触れる機会を増やしていき、担い手の確保に繋げていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
遊休農地の発生が見込まれる農地については、地域外の事業者を含め、農作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻・麦・野菜	11.0 ha	ha	水稻・麦・野菜	11.3 ha	ha	A	
認農	I	水稻・麦・野菜	12.6 ha	ha	水稻・麦・野菜	12.6 ha	ha	I	
認農	K	水稻・麦・野菜	0.1 ha	ha	水稻・麦・野菜	0.1 ha	ha	K	
認農	H	水稻・麦	0.1 ha	ha	水稻・麦	0.1 ha	ha	H	
認農	B	水稻・大豆・麦・野菜	0.1 ha	ha	水稻・大豆・麦・野菜	12.2 ha	ha	B	
認農	G	水稻	15.6 ha	ha	水稻	15.6 ha	ha	G	
認農	E	水稻・麦・野菜	4.2 ha	ha	水稻・麦・野菜	4.2 ha	ha	E	
認農	J	水稻・野菜	8.1 ha	ha	水稻・野菜	8.1 ha	ha	J	
認農	C	水稻	1.4 ha	ha	水稻	4.3 ha	ha	C	
認農	F	水稻	9.2 ha	ha	水稻	9.2 ha	ha	F	
認就	D	野菜	0.3 ha	ha	野菜	0.3 ha	ha	D	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		62.7 ha	0 ha		78 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。